

日本ソーシャルデータサイエンス学会 会則変更について

日本ソーシャルデータサイエンス学会は 2025 年度に 10 周年を迎えたが、会員の人数が少なく役員任期について現在の会則では、円滑な運営が難しい状況である。そこで、下記のように会則の変更をしたい。

現在：

第 15 条（役員任期）

それぞれの役員の任期は承認された通常総会から 2 年間とし、再任を妨げない。ただし、連続した任期は 4 年までとする。役員に欠員が生じたときは第 13 条の手続きに従って後任を選出することができる。後任の任期は当該任期の残余期間とする。

修正後：

第 15 条（役員任期）

それぞれの役員の任期は承認された通常総会から 2 年後の通常総会までとし、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは第 13 条の手続きに従って後任を選出することができる。後任の任期は当該任期の残余期間とする。

以上